

平成29年田原本町議会第3回定例会

平成29年8月1日

(第1日)

田 原 本 町 議 会

平成29年 第3回 定例会

田原本町議会会議録

平成29年8月1日

午前10時00分 開会

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (14名)

| | |
|-----------|------------|
| 1番 牟田和正君 | 2番 阪東吉三郎君 |
| 3番 森井基容君 | 4番 安田喜代一君 |
| 5番 森良子君 | 6番 古立憲昭君 |
| 7番 西川六男君 | 8番 竹邑利文君 |
| 9番 辻一夫君 | 10番 吉田容工君 |
| 11番 植田昌孝君 | 12番 松本美也子君 |
| 13番 小走善秀君 | 14番 吉川博一君 |

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 坂本定嗣君 局長補佐 森惠啓仁君

1, 地方自治法第121条第1項の規定により出席した者

| | |
|-------------|---------------|
| 町長 森章浩君 | 町長公室長 植田知孝君 |
| 総務部長 持田尚顕君 | 住民福祉部長 中屋敷晃弘君 |
| 産業建設部長 森博康君 | 上下水道部長 谷口定幸君 |
| 総務課長 森里義則君 | 監査委員 井上喜一君 |

| | | | |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| 教 育 長 | 植 島 幹 雄 君 | 教 育 部 長 | 竹 島 基 量 君 |
| 会 計 管 理 者 | 三 浦 明 君 | 選 挙 管 理 委 員 会 | 北 田 喜 史 君 |
| 農 業 委 員 会 | | 事 務 局 長 | |
| 事 務 局 長 | 中 井 良 司 君 | | |

平成 2 9 年田原本町議会第 3 回定例会議事日程

8 月 1 日（火曜日）

- 開 会（午前 1 0 時）
 - 町長招集挨拶
 - 会期の決定
 - 会議録署名議員の選出
 - 現金出納検査の結果報告
 - 報 第 1 3 号 町長の専決事項の指定についての報告
 - 休 憩（日程の説明）
 - 請 願 住宅精密耐震診断補助金増額を求める請願
 - ・趣旨説明
 - 発議案の一括上程（発議第 7 号及び発議第 8 号の 2 議案について）
 - ・趣旨説明
 - ・質疑
 - ・討論
 - ・採決
 - 議案の一括上程（議第 4 0 号より認第 1 号までの 1 4 議案について）
 - 町長より提案理由の説明
 - 決算審査特別委員会の設置について
 - 決算審査特別委員会の委員選任について
 - 上程議案の委員会付託について
 - 散 会
-

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開会

○議長（西川六男君） ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

それでは、これより平成29年田原本町議会第3回定例会を開会いたします。

町長招集挨拶

○議長（西川六男君） 町長より定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 議長のご指名によりまして、平成29年田原本町議会第3回定例会の開会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、常日ごろから町政発展のため、多大なご支援、ご協力を賜っておりますことを厚く御礼を申し上げます。

また、公私何かとご多用の中ご出席をいただきまして今期定例会を開会でき得ますこと、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、7月初めに梅雨前線の影響により、九州北部の福岡県と大分県では河川の氾濫、土砂崩れなど甚大な被害が出て35名が犠牲になり、いまだ6名の不明者がおられ、捜索活動が続けられていると報道されております。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。また、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

近畿地方でも各地において短時間によるゲリラ豪雨など異常気象となっているところであり、本町でも日ごろから危機管理意識を持って防災に対処、対応できるよう各部署に指示しているところであり、今後も住民の安心・安全確保に努めてまいりたいと考えています。また、今月27日日曜日に平野小学校におきまして総合防災訓練を開催いたしますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、今期定例会におきまして、平成28年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定をはじめ1件の報告事項及び13議案の重要案件につきましてご審議を賜るわけであり、長きにわたりますが、体調に十分ご留意いただき、何とぞよろしくお願い申し上げます。簡単でございますが、開会の挨拶とさせていただきます。ど

うかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（西川六男君） 暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時02分 再開

○議長（西川六男君） 再開します。

会 期 の 決 定

○議長（西川六男君） 会期の件についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日より14日までの14日間といたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は14日までの14日間と決定いたしました。

会議録署名議員の選出

○議長（西川六男君） 続きまして、会議録署名議員について、会議規則第126条の規定により指名をいたします。1番、牟田議員、2番、阪東議員、3番、森井議員、以上3名の方にお願ひをいたします。

現金出納検査の結果報告

○議長（西川六男君） 報告事項を求めます。

現金出納検査の結果について、代表監査委員。

（監査委員 井上喜一君 登壇）

○監査委員（井上喜一君） 議長のご指名によりまして、去る平成29年6月26日、7月25日に実施いたしました現金出納検査の結果をご報告いたします。

一般会計及び各特別会計に属する平成29年5月31日、6月30日現在の出納状況について現金出納検査をいたしました。

検査日現在の各月末現金残高は、町指定金融機関保有の現金残高及び各金融機関

の預金残高の合計と町の歳入歳出簿現金残高とが符合して、関係法令を遵守の上、適切に処理されていたことをご報告申し上げます。

以上であります。

報第13号 町長の専決事項の指定についての報告

○議長（西川六男君） 続きまして、報第13号、町長の専決事項の指定についての報告をいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分されましたのは、損害賠償1件であります。なお、既に招集通知とともに専決処分書を配付しておりますので、ご清覧おきお願いを申し上げます。

日程の説明の間、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（西川六男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入ります。

請願 住宅精密耐震診断補助金増額を求める請願

○議長（西川六男君） 今期定例会までに受理いたしました請願1件はお手元に配付のとおりでございます。この際、朗読を省略いたしまして、紹介議員の趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

住宅精密耐震診断補助金増額を求める請願について、紹介議員の趣旨説明を求めます。8番、竹邑議員。

（8番 竹邑利文君 登壇）

○8番（竹邑利文君） 議長のお許しを得まして、住宅精密耐震診断補助金増額について趣旨説明を行います。

本題に入る前に、7月の九州北部豪雨に対して犠牲になられた方のご冥福をお祈

り申し上げるとともに、被災された多くの方々にはお見舞いを申し上げます。

町の耐震改修促進計画においては、地震による住宅の倒壊等の被害を防ぎ、地震に強い安全な地域づくりを促進するためとなっております。まさにそのとおりです。町内で非木造の建物が1,200棟倒壊すると想定されます。耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与することや避難路が確保される等、一定の公共性が認められます。

町の積算金額は約10万円です。この金額では精密診断は到底できません。

耐震化率の目標率は、国・県とも32年度、95%です。本町の32年度の耐震化率は82.5%で、目標達成は不可能です。本町の責務を全うできません。

議員の皆様、よろしくご賛同されることをお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（西川六男君） 以上をもちまして、本請願についての趣旨説明を終わりたいと思います。

お諮りをいたします。本請願につきましては、厚生建設委員会に付託いたしまして審査を願うことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） ご異議なしと認めます。よって、本請願は厚生建設委員会に付託することに決しました。

発議案の一括上程（発議第7号及び発議第8号の2議案について）

○議長（西川六男君） 発議第7号、安易な憲法改正議論に反対する意見書及び発議第8号、核兵器禁止条約に参加することを求める意見書の2議案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第7号及び第8号の2議案につきましては、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） ご異議なしと認めます。

それでは、提出者より趣旨説明を求めます。10番、吉田議員。

(10番 吉田容工君 登壇)

○10番(吉田容工君) 趣旨説明に先立ちまして、まず、この間の九州から北海道、全国各地で起こった水害で被災された方に心よりお見舞い申し上げます。

本日、田原本町も大雨警報が出されて心配したわけですが、幸い4時時点で9ミリ、5時時点で9ミリという雨量で、被害に至らなかったことは幸いと思います。早朝より庁舎に集結された職員の皆さんに心よりお礼を申し上げるわけです。

それでは、発議第7号、安易な憲法改正議論に反対する意見書について趣旨説明をさせていただきます。

本意見書は、憲法論議をこの国のあり方を決める大切な議論と認識し、幅広い国民が参加し、議論を深めることを求める本町議会の姿勢を示すことが今大切であると認識し、提案します。

ことし5月3日に安倍首相が、憲法第9条に第3項をつけ加えることを表明されました。しかも、東京オリンピックまでに改正を実施するとマスコミで発言されました。これは、憲法遵守義務を負う首相がその義務に違反していることは問題でありますし、さらに、全く憲法改正と関係のないオリンピックを期限に定め、国民に押しつけることが大きな問題だと思っています。

憲法改正については、かつてドイツのワイマール憲法がナチスによって正式な手続を踏んだ上で改悪され、戦争へと進んだ歴史があります。このような過ちを繰り返されないためにも、憲法改正は時間を焦って行うのではなく、堂々と議論を重ねて国民の合意を形成することが正当だと考えます。

憲法は主権者である国民が定めたものであり、改正についてもできるだけ多くの国民の理解を得るよう努力することを国会に求めることに賛同いただきますよう求めるものであります。

続きまして、発議第8号、核兵器禁止条約に参加することを求める意見書について趣旨説明をさせていただきます。

ことしの7月7日、国連で採択された核兵器禁止条約に日本の国が参加することを求めるものです。

日本は、核兵器は1発の爆弾で広範囲の地域に住まいしている人間の命を一瞬で奪い、放射能汚染というダメージを与えることを広島、長崎で経験しました。その

後、多くの被爆者が核兵器は非人道兵器であり廃絶すべきと訴え、全国にその運動が広がりました。

広島、長崎のときは、被爆に対する知識がなく、多くの方々の支援でまちは復興しました。しかし、今は違います。福島原発事故で二次被害の認識が広がりました。この時期にもし核兵器が使われたら、爆弾を落とされた範囲以上の地域に支援に入ることはできません。生きている人たちを見捨てることになります。

核兵器を落とすことは簡単です。しかし、その結果に責任を負える人も国もありません。核兵器を落とすぞ落とすぞと威嚇することで萎縮する国もありません。核兵器開発へと北朝鮮を挑発しています。その結果、間違いが起こったら取り返しがない状況になりつつあります。この悪の循環を断ち切るアイテムが核兵器禁止条約だと私は思っています。

日本の国が核兵器禁止条約に参加し、その先頭に立つことが日本の国民の思いです。そして議員皆さんの思いであると私は信じています。ぜひ、日本の国が核兵器禁止条約に参加するよう意見書を上げることにご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（西川六男君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を許します。

まず、発議第7号、安易な憲法改正議論に反対する意見書についての質疑ありませんか。13番、小走議員。

○13番（小走善秀君） 安易な憲法改正議論に反対ということなのですが、現実には吉田議員は憲法改正が必要であるとお思いなのか、憲法改正は反対であると思われるのか、その辺ちょっとお答えいただけますか。

○議長（西川六男君） 10番、吉田議員。

○10番（吉田容工君） 私自身の意見は、現在の憲法を改正する必要はないと思っています。ただし、この意見書の中身は、憲法改正をしたい方も、する必要がないという方も同意できる中身だと思っています。やはり憲法を改正する、そういう思いの方も堂々と議論していただく、その思いで意見書を出させていただきました。

○議長（西川六男君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） 次に、発議第8号、核兵器禁止条約に参加することを求める

意見書についての質疑はありませんか。13番、小走議員。

○13番（小走善秀君） この条約、3カ国の主な国を挙げていただけますか。主な国で結構です。

○議長（西川六男君） 10番、吉田議員。

○10番（吉田容工君） 何が主な国かということではなかなか難しいだろうと思っています。核兵器を持っている国々は参加していません。

ただ、122カ国が賛成をしています。まだその各国で国会での承認が済んでいませんので、正式にこの条約も発効しているわけではありません。

コスタリカという国の方が議長国を務められました。いわばG21とかG7とか経済大国の皆さんはほとんど入っておられませんので、それ以外の発展途上国あるいは軍事同盟に入っていない国々の方々が中心となって、この条約を築き上げられました。

私は、ちょっと世界の政治の流れが変わってきているんだろうと思っています。以上です。

○議長（西川六男君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。13番、小走議員。

（13番 小走善秀君 登壇）

○13番（小走善秀君） 安易な憲法改正議論に反対する意見書について、反対の討論をさせていただきます。

先ほども質問させていただいて、吉田議員は憲法改正について反対だとおっしゃいました。確かに、前についている安易な憲法改正、まさに先ほどもおっしゃったように、安易にしたら駄目だよという意味では皆さん賛成の考えをお持ちだと思います。私もそうです。安易では駄目です。

ただ、憲法改正論議は、安倍総理は2020年を目指して改正をします。まだこれから3年間あるんです。これから真剣に皆さん議論しましょうよということで、早くから呼びかけておられるわけです。これからの3年間で本当に真剣に議論をし

ていただくと。また共産党のほうも、憲法改正の案なり憲法改正をしたらだめなのかというはっきりした国民に訴えるべき案を出していただいてこの3年間で討論していただくと、こういうことだと思います。

今後、こういう真剣な討論をしていただいて、憲法改正の発議を国会で3分の2の議員の賛成によってしていただいて、そして国民投票にかけると、ここで過半数の国民の意思を聞くと。その結果、憲法改正が必要なのか必要でないのかということで、やはり最終的には国民の意見を聞くことが一番大事であると。国民の意見を聞くまでに、安易な論議であるから反対であると、論議を尽くされていないから反対であるとかいうことで、またぞろいつものようにそういう反対の反対ということになりはしないのかと、そういうことになるための安易な憲法改正論議に反対するというのであれば、本当にこの意見書に賛成することはできません。

あくまでも、本当に国民の議論を高めて慎重に議論し、憲法改正に持っていくと、今の現状の憲法はやはり不備が多いということで、安易な憲法改正議論に反対する意見書には反対させていただきます。

それでは、核兵器禁止条約に参加することを求める意見書、これについても反対意見をさせていただきます。

現在、我が国の取り巻く環境、すぐ西側を見ると北朝鮮、毎度のように最近ではミサイルを発射しております。本当に日本の経済水域、EEZの中までミサイルが着弾しております。こんな現状の中で核兵器を廃絶することはいかがなものか。北朝鮮は核開発も核実験も行っております。そしてその隣、中国あるいはロシア、ここもやはり核兵器を持っております。そして、我が国はアメリカの核の傘の中で今まで安全が保たれていき、また北朝鮮のこういう実験の中、中国の尖閣諸島なりに毎度のように既成事実をつくるために艦船が周航しております。本当に日本の国際情勢、日本の安全という意味では危機的な状況にあると言えます。

ここで核禁止条約に参加するならば、日本はアメリカにもういいよと言っているようなものになるわけで、やはりアメリカの核の傘、お互いにアメリカ、そして欧州ではフランス、イギリスも核兵器を持っております。自由主義国、そして共産主義国、この2つに二分されたような世界情勢の中で日本がこの条約に参加することは、自由主義国から離れて核禁止を叫ぶということになれば、やはり日本の安全は

直ちに脅かされる。北朝鮮は核ミサイルや核の実験によっていつでも核を使えるよ
という威嚇をしているわけで、この威嚇に負けることになり、今後どのような要求
をのまされるかわからない、そういう状況になるわけです。

こういう現状の情勢からしまして核禁止条約には反対であります。この意見書を
認めることはできません。

以上、核兵器禁止条約に賛成する意見書には反対します。

○議長（西川六男君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） それでは、次に原案に賛成者の発言を許します。ありませ
んか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

これより発議第7号、安易な憲法改正議論に反対する意見書を採決いたします。

本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（西川六男君） 賛成少数と認めます。よって、本議案は否決されました。

続きまして、発議第8号、核兵器禁止条約に参加することを求める意見書を採決
いたします。

本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（西川六男君） 賛成少数と認めます。よって、本議案は否決されました。

議案の一括上程（議第40号より認第1号までの14議案について）

○議長（西川六男君） 続きまして、議第40号、平成29年度田原本町一般会計補
正予算（第2号）より認第1号、平成28年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定
についての14議案につきましては、会議規則第37条の規定により、この際、一
括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） ご異議なしと認めます。

それでは、町長より提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 森 章浩君 登壇)

○町長（森 章浩君） 議長のご指名によりまして、平成29年田原本議会第3回定例会に提出させていただきました各議案につきまして、その概要の説明を申し上げます。

まず、議第40号、平成29年度田原本町一般会計補正予算（第2号）につきましては、補正予算額は242万円の増額で、予算総額は128億3,697万円となります。

補正の内容といたしましては、教育費の増額で、中学校給食棟の建設の基本・実施一括設計に追加業務を行う必要が生じたことから、委託料を増額するものでございます。財源については繰越金でございます。

次に、議第41号、田原本町法令遵守推進条例につきましては、職員が職務を執行するに当たっての法令遵守体制に関し、必要な事項を定めるとともに、公正な職務の執行を確保するために必要な措置を講じることにより、公務に対する町民の信頼を確保し、もって町民とともに公平かつ公正な町政の運営に資するための条例を制定するものでございます。

次に、議第42号、唐古・鍵遺跡史跡公園条例につきましては、唐古・鍵遺跡を町民の誇るべき歴史遺産として次世代に確実に引き継ぐこと並びに地域の歴史学習の場及び町民の憩いの場を提供することを目的として、唐古・鍵遺跡史跡公園を設置し、管理するための条例を制定するものでございます。

次に、議第43号、田原本町附属機関に関する条例の一部を改正する条例につきましては、任命権者が職員に対する分限処分または懲戒処分を行うに際し、当該任命権者からの諮問を受け調査審議を行う審査会について、外部委員による、より客観的、専門的な意見を踏まえた処分内容に関する答申を受けるため、内部委員に加え、外部委員も構成委員とする田原本町職員分限懲戒審査会を町長の附属機関として設置するための改正を行うものでございます。

次に、議第44号、田原本町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、田原本町補助金等適正執行調査委員会から指摘があったとおり、補助金等交付事務におけるチェック体制の甘さや対応

の無責任さが要因となり、適正な事務処理手続ができていなかったことに対する町政に対する信頼低下や、前副町長が逮捕されたことにより町政の停滞と混乱を招いたことを重く受けとめるものであり、現町長の結果責任として給料を減額するための改正を行うものでございます。

次に、議第45号、田原本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、施設を利用する際の受給資格等の確認書類の追加及びその他条文の整備を行うものでございます。

次に、議第46号、唐古・鍵遺跡整備事業（一工区）公園整備工事請負契約締結につきましては、唐古・鍵遺跡史跡公園の入口インフォメーションゾーンを整備するもので、契約金額1億697万5,080円で田原本町大字八田398番地の2、安井建設株式会社、代表取締役安井正成と、議第47号、多目的広場造成工事請負契約締結につきましては、唐古・鍵遺跡の東側に隣接する場所に駐車場を備えた多目的広場を造成するもので、契約金額9,564万2,640円で田原本町大字千代848番地の1、株式会社北林組、代表取締役北林靖浩と、議第48号、十六面黒田線道路改良等工事請負契約締結につきましては、宮古地内の町道十六面黒田線において道路改良工事と上水道工事及び下水道工事を契約金額7,582万4,640円で田原本町大字宮森337番地の1、株式会社仲谷組、代表取締役仲谷尚紀と、議第49号、平野5号線道路改良等工事請負契約締結につきましては、平野地内の町道平野5号線において道路改良工事と上水道工事を契約金額6,900万5,520円で田原本町大字宮森337番地の1、株式会社仲谷組、代表取締役仲谷尚紀と、議第50号、田原本町清掃工場解体工事請負契約締結につきましては、平成29年3月末日をもちまして操業を終了いたしました田原本町清掃工場の解体工事を契約金額3億1,477万4,640円で桜井市大字桜井281番地の22、中和・中川特定建設工事共同企業体、株式会社中和コンストラクション、代表取締役大浦基嗣と工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第51号、指定管理者の指定につきましては、道の駅レスティ唐古・鍵の指定管理者に奈良市大宮町1丁目1番25号、奈良交通株式会社、代表取締役社

長植田良壽を指定し、指定の期間を平成30年3月1日から平成35年3月31日までとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第52号、平成28年度田原本町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、平成28年度の未処分利益剰余金1億514万9,416円のうち1,200万円を資本金に組み入れるもので、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

最後に、認第1号、平成28年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付すものであります。

各会計の決算の概要でございます。

一般会計は、歳入総額123億4,920万1,000円で歳出総額118億4,263万7,000円となり、歳入歳出差引額は5億656万4,000円であり、翌年度に繰り越すべき財源5,504万7,000円を除く実質収支は4億5,151万7,000円となりました。

国民健康保険特別会計は、歳入総額が43億9,249万9,000円で歳出総額は38億2,444万5,000円となり、歳入歳出差引額は5億6,805万4,000円となりました。

住宅新築資金等貸付事業特別会計は、歳入総額及び歳出総額は同額の559万9,000円となり、歳入歳出差引額はゼロとなり、この特別会計は平成28年度末で廃止しました。

公共下水道事業特別会計は、歳入総額及び歳出総額は同額の14億2,238万7,000円となり、歳入歳出差引額はゼロとなりました。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額が4億3,190万2,000円で歳出総額は4億3,122万6,000円となり、歳入歳出差引額は67万6,000円となりました。

介護保険特別会計は、歳入総額が26億9,390万3,000円で歳出総額は25億8,095万9,000円となり、歳入歳出差引額は1億1,294万4,000円であり、翌年度に繰り越すべき財源177万8,000円を除く実質収支

は1億1,116万6,000円となりました。

磯城郡介護認定審査会共同設置特別会計は、歳入総額が1,311万8,000円で歳出総額は1,289万9,000円となり、歳入歳出差引額は21万9,000円となりました。

水道事業会計につきましては、収益的収入総額が8億8,628万5,000円で支出総額は8億4,791万4,000円で、消費税を差し引いた純利益は3,537万2,000円となりました。

資本的収入総額が4,820万1,000円、支出総額は2億479万5,000円となり、収入支出差引額は1億5,659万4,000円の不足となり、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしております。

以上、今期定例会に提出いたしました議案についてご説明を申し上げます。何とぞ慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

決算審査特別委員会の設置について

○議長（西川六男君） それでは、本定例会に一括上程されております議案のうち、認第1号、平成28年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定について及び関連議案についてお諮りをいたします。去る7月25日に開催されました議会運営委員会において協議をいたしました結果、総合的な見地から慎重な審議を要するものと考えられますので、本件につきましては決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） ご異議なしと認めます。よって、本件につきましては、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員の選任のため、暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（西川六男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員選任について

○議長（西川六男君） お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、議長より8名を指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） ご異議なしと認めます。よって、委員の選任につきましては議長より指名いたします。

氏名につきましては、事務局長に発表させます。

○議会事務局長（坂本定嗣君） それでは、発表いたします。

決算審査特別委員会、構成人員は8名でございます。

委員を朗読いたします。なお、順不同、敬称は省略させていただきます。

吉川博一、小走善秀、松本美也子、植田昌孝、吉田容工、古立憲昭、森井基容、牟田和正。

以上でございます。

○議長（西川六男君） ただいま指名いたしました委員より正副委員長の選出をお願いしたいと思いますので、暫時休憩をいたします。

午前10時48分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（西川六男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算審査特別委員会の正副委員長の選出について協議いたしました結果を事務局長に発表させます。

○議会事務局長（坂本定嗣君） 発表いたします。

決算審査特別委員会委員長、森井基容委員、副委員長、松本美也子委員。

以上でございます。

○議長（西川六男君） ただいま事務局長から発表がありましたとおり互選されたので、よろしく願いいたします。

上程議案の委員会付託について

○議長（西川六男君） それでは、一括上程をされております本議案につきましては、各所管の委員会及び決算審査特別委員会におのおの付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） ご異議なしと認めます。よって、委員会別の付託議案につきましては、事務局長に朗読をさせます。

○議会事務局長（坂本定嗣君） それでは、委員会別付託議案を朗読いたします。

議第40号、平成29年度田原本町一般会計補正予算（第2号）及び議第41号、田原本町法令遵守推進条例の2議案につきましては、総務文教委員会。

議第42号、唐古・鍵遺跡史跡公園条例につきましては、唐古・鍵遺跡整備検討特別委員会。

議第43号、田原本町附属機関に関する条例の一部を改正する条例及び議第44号、田原本町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の2議案につきましては、総務文教委員会。

議第45号、田原本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、厚生建設委員会。

議第46号、唐古・鍵遺跡整備事業（一工区）公園整備工事請負契約締結について及び議第47号、多目的広場造成工事請負契約締結についての2議案につきましては、唐古・鍵遺跡整備検討特別委員会。

議第48号、十六面黒田線道路改良等工事請負契約締結についてから議第51号、指定管理者の指定についてまでの4議案につきましては、厚生建設委員会。

議第52号、平成28年度田原本町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び認第1号、平成28年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定についての2議案につきましては、決算審査特別委員会。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これにて散会をいたします。ありがとうございました。

午前10時55分 散会